

- エ 無料寝具乾燥事業
  - オ 夏休み障害児・家族支援事業
  - カ 母子家庭等日常生活支援事業
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
- ア 敬老の集い
  - イ 敬老祝品支給等
  - ウ 災害見舞金等
  - エ ひとり親家庭等医療費助成事業
  - オ 乳幼児医療費助成
  - カ 社会福祉協議会補助金
  - キ ひとり暮らし高齢者訪問事業
- (3) 富合町の保育料については、合併後5年間は現行のとおりとし、その後熊本市の例により統合する。
- (4) チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。
- (5) 緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合する。

### 32. 清掃事業の取扱い

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。
- (2) 合併処理浄化槽整備事業、ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、合併時に熊本市の例により統合する。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。

### 33. 環境対策事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
- ア 環境保全(エコライフ)に関すること
  - イ 水資源
  - ウ 新世紀漱石の森づくり事業
  - エ 人工かん養促進事業
  - オ 水資源有効活用促進事業

### 34. 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
- ア 農業地域交流促進事業
  - イ 農業地域活性化支援事業
  - ウ 地産地消の推進事業
  - エ 経営体育成支援事業
  - オ 農業・農村男女共同参画経費
  - カ (特)農業金融支援事業
  - キ 農用地有効利用促進助成経費
  - ク 市民と農業のふれあい促進事業
  - ケ 生産体制強化施設整備事業
  - コ 流通施設整備事業
  - サ 畜産施設整備事業
  - シ 流通対策事業
  - ス 農区長制度
- (2) 農業振興地域整備計画変更については、合併後3年を目的に、統合のための計画変更を行う。
- (3) 農業振興地域整備促進協議会については、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の例により統合する。
- (4) 農業構造改善事業補助金については、現行のとおり存続する。
- (5) 農業生活研究グループ連絡協議会補助金については、合併後、速やかに廃止する。
- (6) 農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金については、3年間は現行のとおりとし、その後は廃止する。
- (7) 次の事業については、熊本市の例により統合する。ただし、土地改良事業等補助金のうち運営費補助については、平成25年度まで現行のとおりとし、平成26年度以降については、関係機関と協議を行い調整する。
- ア 生産体制強化対策事業
  - イ 畜産振興事業
  - ウ 基盤整備事業
  - エ 単県土地改良事業
  - オ 農業用施設災害復旧工事
  - カ 農業委員会あっせん基準
  - キ 農業委員会諸証明手数料
  - ク 土地改良事業等補助金
- (8) 産業祭負担金については、合併特例区の事業とし

- て実施する。
- (9) 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成21年度までは現行のとおりとし、その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
- (10) 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後5年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。
- (11) 認定農業者協議会及び認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。その後、熊本市へ統合する。
- (12) 営農連絡協議会については、当分の間現行のとおり存続する。

### 35. 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
- ア 新規創業支援事業
  - イ 新産業分野支援事業
  - ウ 雇用対策事業
  - エ 職業技能向上支援事業
  - オ 商店街振興事業
  - カ 工業活性化支援事業
  - キ 中小企業人材育成支援事業
  - ク 観光イベント関連事業
  - ケ 物産振興事業
  - コ 工芸振興事業
  - サ 中小企業団体等支援事業
  - シ 中小企業金融対策事業
  - ス 経営相談事業
  - セ 労働環境・福祉向上事業
- (2) 企業立地促進事業については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行のとおりとする。
- (3) 商工会補助金については、現行のとおり存続する。
- (4) ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施する。

### 36. 建設関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合地域の公営住宅使用料の算定については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。
- ア 新規道路の認定
  - イ 里道の整備(補助金・交付金)
  - ウ 道路占用料
  - エ 河川の維持管理
  - オ 市(町)営住宅使用料の算定

### 37. 都市計画の取扱い

- (1) 都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機関と協議するものとする。
- (2) 新幹線車両基地建設に伴う受託事業については、合併時に合併特例区の事業として継続する。

### 38. 下水道事業の取扱い

- (1) 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。
- (2) 下水道使用料及び受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

### 39. 上水道事業の取扱い

- (1) 富合町の地区営水道(簡易水道)については、合併までに未整備(給水)地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。
- (2) 富合町の上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。
- (3) 簡易水道組織への補助金(富合町環境衛生施設整備事業補助金)については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

### 40. 教育関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
- ア 就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)
  - イ 青少年国際・国内交流事業

- ウ 青少年活動支援事業
  - エ 生涯学習推進事業
  - オ 家庭教育推進事業
  - カ スポーツ振興基金等
  - キ 総合型地域スポーツクラブの育成
  - ク 各種大会(開催)補助金
  - ケ 少人数学級
- (2) 小中一貫教育(教育特区)については、合併後も新市(富合地域)の事業として継続する。
- (3) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、育英奨学金(育英事業)において、合併前の貸付継続者・返還者がいる場合は、それぞれの貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用する。また、運動施設の予約については、富合町住民は富合地域内の運動施設に限り、5年間先行予約を認める。
- ア 通学区域(高等学校)
  - イ 地域公民館(社会教育施設)への補助金
  - ウ 学校図書館充実事業
  - エ 育英奨学金(育英事業)
  - オ 青少年育成会議
  - カ 青少年健全育成事業
  - キ 図書館のサービス
  - ク 運動施設予約・案内システム
- (4) 各種大会等については、合併特例区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。
- (5) 各種体育施設については、合併特例区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取り扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。
- (6) 公民館の運営については、合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する。
- (7) 公民館使用料については、合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料について、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (8) 公民館学級及び成人式については、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (9) 図書館の施設管理運営については、熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間については5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (10) 図書館の管理等については、合併時に熊本市富合公民館図書室となり、電算システムは統合するが、一部(複写サービスは廃止)を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (11) 体育協会については、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (12) 文化協会については、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
- (13) 学校施設一般開放管理業務については、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。
- (14) PTA連合会他公共団体及びPTA連合会他公共団体への補助金については、合併後、5年間は現行のとおり継続する。ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。また、熊本市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。

### 41. 選挙管理事務の取扱い

富合地区の投票区の区割りについては、合併時までには有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討する。

### 42. その他の事業の取扱い

- (1) 防犯協会及び防犯灯設置補助金については、合併時に熊本市の例により統合する。
- (2) 町内自治会活動支援事業及び地域コミュニティセンター運営・建設事業については、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。
- (3) 行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行のとおり継続する。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する。